

令和5年度京都府文化芸術体験機会創出事業実施業務 計画調書作成要領

1 作成方法

- (1) 「令和5年度京都府文化芸術体験機会創出事業実施業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)の内容を踏まえて様式2により作成し、「応募提出書類一覧」に記載の書類とともに提出すること。
- (2) 本事業費は、複数の公演に充当することを可とする。この場合、公演ごとの内容や経費が明確となるよう計画調書を作成すること。(計画調書を公演ごとに複数作成する、記入欄を追加し1枚にまとめて作成する、いずれの方法でも可。)
- (3) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 仕様書の記載内容に実現が困難な点や、より効果的な手法等がある場合については、その理由とともに、同等の機能・効果を実現するための代替案、改善方法等を記載すること。

2 記載内容

計画調書には、以下の項目を記載すること。

(1) 本業務に対する応募者の考え方

本業務の趣旨・目的を踏まえた上で、応募者が理解している事業背景、業務上重視すべきと考えるポイントなどについて記載すること。

(2) 企画・運営

- ・ 本事業費を充当する予定の公演の名称、日程、会場(ホール名称)、公演内容を記載すること。
- ・ 応募時点で想定する契約締結後から事業完了に至るまでのおおよその業務スケジュールを示すこと。
- ・ 応募者が本業務を受託することが、京都府の若い世代に様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を創出することで、若い世代が日本の伝統文化を学び、自国の文化が優れた価値を有していることを再認識する機会として、特に資すると考える点について具体的に記載すること。

(3) 広報

本事業の対象者の集客に向けた広報の具体的な方法について記載すること。

(4) その他

仕様書以外の独自の工夫やサービス、上記1(4)に関する事項があれば記載すること。